

農地転用についての通知書

このたび下記農地について農地法第 条第 項第 号規定による許可の申請にあたり、地区除外等処理規程第2条の規程に基づき通知します。なお、同規程第3条の申し入れ事項等については、これを遵守し第6条の決済金については、所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

小田井土地改良区理事長 殿

転用組合員 住所 氏名 印

転用関係者 住所 氏名 印

(記)

1. 土地

土地の所在	番地	地目	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考
			m ²	m ²			

- 2. 位置図、公図、登記簿謄本（写し可）、各1部を添付すること。
- 3. 農業委員会に転用許可申請書を提出しようとする日 年 月 日
- 4. 地元関係者（総代・役員）の承諾
上記確認済。

小田井土地改良区（総代・役員） 氏名 印

地区除外申請書

上記通知に係る土地につき、土地改良区から地区から除外されたく申請する。

年 月 日

転用組合員 住所 氏名 印

転用関係者 住所 氏名 印

小田井土地改良区理事長 殿

農地転用についての意見書

今回貴殿より通知のあった上記の転用については、下記事項を遵守願えればさしつかえないものと認めます。

年 月 日

小田井土地改良区理事長 印

(記)

1. 決済金及び未納一般賦課金・手数料の支払について

決済金	未納一般賦課金	手数料	合計	
円	円	円	円	円

2. 転用後の措置

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行なうこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。